

## 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年9月15日 11時ごろ
発生場所	不明（石川県能登町七見漁港北東方沖）
事故の概要	漁船つね丸は、出港した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年9月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 つね丸、0.3トン IK3-16623（漁船登録番号）、個人所有 4.05m(Lr)×1.05m×0.58m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和63年9月10日
乗組員等に関する情報	本件船長 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月11日 免許証交付日 平成31年3月11日 （令和7年3月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（本件船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約27.4
事故の経過	本船は、本件船長が1人で乗り組み、令和2年9月15日七見漁港を出港した。 ふだん本船の隣に係留しているプレジャーボートの船長は、本船がいつもの係留場所にいないことを知ったのち、05時00分ごろ七見漁港を出港し、同漁港南方の能登町鵜川漁港沖の釣り場へ向かった。 プレジャーボートの船長は、10時00分ごろ、釣り場を移動する目的で七見漁港東方沖を北進中、同漁港北東方沖にいる漁船1隻を目撃し、また、12時00分ごろ、七見漁港に帰港する際、同漁港北東方沖を南進中、同漁船が同じ場所に停泊しているのを認め、同漁船の動静を不審に思って近づいてみたところ、同漁船が本船であると分かり、本件船長の姿が見当たらず、無人の状態であったので、12時1

	<p>3分ごろ118番通報を行った。</p> <p>海上保安庁の巡視艇及び石川県消防防災ヘリコプター等により捜索が行われ、本件船長は、15時14分ごろ能登町矢波漁港北北東方沖で漂流しているところを同ヘリコプターに発見され、救助隊員によって吊り上げ救助された。</p> <p>本件船長は、病院に搬送されたものの、同病院の医師により死亡が確認され、死因が溺水であり、死亡推定時刻が15日11時ごろと検案された。</p> <p>本船は、同じ漁業協同組合に所属する船により、七見漁港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本事故後に発見された際の本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が出港するのを見た者はいなかった。</p> <p>本件船長は、ふだん、明け方に出航することが多かった。</p> <p>本船は、発見された際、海中に設置された刺し網のロープが船内に繋がれた状態であった。</p> <p>本船は、発見された際、他船と衝突したような痕跡は見られず、船内にはクーラーボックス1個、救命胴衣2個等があり、甲板上に魚1匹、サザエ2個が残っていた。</p> <p>本件船長は、発見された際、カッパの上下、長靴を着用しており、防水型携帯電話を身に着けていたものの、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本件船長の自家用車は、本事故後、七見漁港に駐車されているのが発見された。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本件船長が1人で乗り組み、9月15日明け方に七見漁港を出港後、12時00分ごろ同漁港北北東方沖において無人の状態で見られたことから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、15時14分ごろ矢波漁港北北東方沖で漂流しているところを発見され、医師により死亡推定時刻が11時ごろと検案されたことから、11時ごろ溺死したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本船が発見された際、海中に設置された刺し網のロープが船内に繋がれた状態であり、他船と衝突したような痕跡は見られず、甲板上に魚1匹、サザエ2個が残っていたことから、刺し網漁の操業中に落水したものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、本船が、七見漁港を出港後、刺し網漁の操業中、本件船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。</li><li>・ 単独で乗船する者は、特に注意して落水防止に努めること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 本事故後に発見された際の本船

